

(5) 連携・協働による景観形成の方針

良好な景観形成に向けては、村民・事業者・行政のそれぞれが主体的に、また互いに連携し、協働で取り組むことが重要です。

このため、村民・事業者・行政それぞれの取り組みの方針を以下の通りとします。

① 村民の取り組みの方針

□ 地域の景観資源・魅力を再認識します

- ・村民が自らの地域を客観的に学ぶことを通して地域の良さに気づき、地域の誇りや資源、魅力を再認識するとともに、その保全・継承に努めます。

□ 景観むらづくりに向けた主体的な取り組みを推進します

- ・ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止など、日々の生活の中で景観阻害要因を出さないよう心がけます。
- ・集落内や道路、海岸などの清掃・美化活動を積極的に行います。
- ・地域の祭りや伝統行事等に参加し、これらの継承・発展に繋げていきます。
- ・行政等との連携、協働のもとで、地域の良好な景観形成に向けて主体的に取り組めます。

② 事業者の取り組みの方針

□ 島の自然環境、周辺の景観に配慮した良好な景観形成に貢献します

- ・規模の大きい事業所については、敷地内や建物の緑化・修景を行うなど、周辺景観への配慮を行い、地域の良好な景観形成に貢献します。
- ・大気汚染の防止や水質の保全など、島の自然環境の保全に配慮した事業の展開に努めます。

□ 景観むらづくりへの主体的な取り組みを推進します

- ・地域の資源・特性を理解し、地域の良好な景観形成に向けて村民とともに魅力ある島の景観むらづくり活動に参加・協力します。

③ 郷友会の取り組みの方針

□ 島の自然環境、周辺の景観に配慮した良好な景観形成に貢献します

- ・故郷である粟国島の良さを客観的に見だし、計画の基本理念に則り率先して地域の良好な景観形成に貢献します。

□ 景観むらづくりへの主体的な取り組みを推進します

- ・地域の資源・特性を理解し、村民や行政とともに魅力ある島の景観むらづくり活動に参加・協力します。

④ 行政の取り組みの方針

□ 連携・協働による景観むらづくりを推進します

- ・村民や事業者への景観に関する意識醸成や各種情報の提供、景観づくりの担い手の育成に取り組めます。
- ・専門家の派遣、表彰制度や助成制度の創設など、村民や事業者の主体的・継続的な取り組みを支援する仕組みをつくりまします。
- ・村民や事業者、役場内の関連課、国・県等の関係機関との連携、協働による景観むらづくりの推進体制を構築します。

□ 景観形成の規範となる公共施設を整備・維持管理します

- ・道路、公営住宅、学校、ターミナル等の公共施設は、景観形成の規範となるものとして、周辺景観と調和したデザインや積極的な緑化など、景観形成の先導的な外観となるよう整備に努めるとともに、適切な維持管理を行います。
- ・良好な景観形成をすすめるために必要がある場合には、国や県に対しても協力を求めています。

4 良好な景観の形成のための行為の制限

村内において、建築行為や開発行為等を行おうとする場合、事前に村役場への届出が必要です（届出対象行為 参照）。粟国村では、景観形成基準に基づいて届け出の内容（設計や方法等）を審査し、基準に適合していない場合は、指導や助言等を行いません。

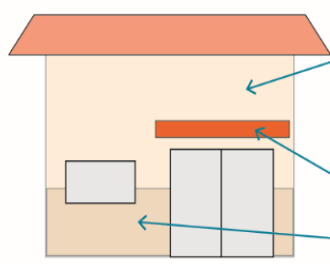
（１）届出対象行為

対象となる行為	対象となる規模						
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>○建築物の<u>新築、増築、改築又は移転</u>を行う場合は<u>建築確認※¹が必要なもの</u></p> <p>※¹：建築基準法第6条第1項（第1～3号）に定められる建築物</p> <table border="1"> <tr> <td>○特殊建築物 ・旅館、共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上</td> <td>○木造の建築物 ・3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの</td> <td>○木造以外の建築物 ・以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの</td> </tr> </table> <p>○建築物の<u>外観の変更</u>をすることとなる<u>修繕・模様替又は色彩の変更</u>を行う場合は、上記に係る外観の変更の範囲が<u>外壁各面合計面積の1/2を超えるもの</u></p>	○特殊建築物 ・旅館、共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上	○木造の建築物 ・3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの	○木造以外の建築物 ・以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの			
○特殊建築物 ・旅館、共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上	○木造の建築物 ・3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの	○木造以外の建築物 ・以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの					
2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>○<u>建築確認※²が必要なもの</u></p> <p>※²：建築基準法第88条、同法施行令第138条に定める工作物</p> <table border="1"> <tr> <td>○擁壁 ・高さが2m以上</td> <td>○広告塔、記念塔等 ・高さが4m以上</td> <td>○煙突 ・高さが6m以上</td> </tr> <tr> <td>○高架水槽、サイロ等 ・高さが8m以上</td> <td>○鉄柱（電波塔）等 ・高さが15m以上</td> <td>○遊戯施設、コンクリートプラント等の製造・貯蔵施設など</td> </tr> </table> <p>○上記に係る工作物の<u>外観の変更</u>の範囲が<u>外壁各面合計面積の1/2を超えるもの</u></p> <p>○<u>太陽光パネル面積の合計が50㎡を超えるもの</u></p>	○擁壁 ・高さが2m以上	○広告塔、記念塔等 ・高さが4m以上	○煙突 ・高さが6m以上	○高架水槽、サイロ等 ・高さが8m以上	○鉄柱（電波塔）等 ・高さが15m以上	○遊戯施設、コンクリートプラント等の製造・貯蔵施設など
○擁壁 ・高さが2m以上	○広告塔、記念塔等 ・高さが4m以上	○煙突 ・高さが6m以上					
○高架水槽、サイロ等 ・高さが8m以上	○鉄柱（電波塔）等 ・高さが15m以上	○遊戯施設、コンクリートプラント等の製造・貯蔵施設など					
3) 開発行為	○ <u>土地の面積が50㎡を超えるもの</u> もしくは <u>高さ1.5mを超えるのり面が生じるもの</u>						
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更							
5) 木竹の伐採	○ <u>全て</u> 。但し、枯損した木竹や危険な木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く。						
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○ <u>堆積の高さが3m以上</u> もしくは <u>土地の面積が50㎡以上</u> で、 <u>堆積の期間が90日以上</u> のもの						
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方式の変更						
8) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の候補となった建造物及び樹木の現状変更の行為	○ <u>全て</u> 。但し、枯損した木竹や危険な木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く。						

(2) 景観形成の基準

1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）

項目		① 自然景観保全地区	② 集落景観形成地区	③ 農地景観形成地区	④ 島の玄関口景観形成地区
高さ・配置	建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは、原則として軒の高さ 8m以下(2階以下)とする。 ・周辺の景観と調和や主要な眺望点からの眺望等に配慮し、必要な最低限度の高さとする。 ・但し、村長が特に認める場合はこの限りでない(学校施設や集会施設、工場等)。 			
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面は、道路境界から1.5m以上の壁面後退に努める。 ・丘陵緑地やスカイライン、海への眺望等を妨げない、周辺の御嶽等の歴史・文化的景観要素に配慮した配置とする。 ・建築物等が大規模となる場合は、分節化、分散配置などの工夫を行う。 ・太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。 			
形態・意匠	屋根の形態	屋根は、 できる限り勾配屋根 とし、赤瓦葺きを採用するよう努める。	屋根は、 できる限り勾配屋根 とし、 沖縄県産赤瓦を推奨(屋根面積の1/3以上)^{※1} とする。	屋根は、 できる限り勾配屋根 とし、赤瓦葺きを採用するよう努める。	屋根は、 赤瓦勾配屋根を基本 とする。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・素材はできる限り木材、石材等の自然素材を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮する。 ・金属類などの光沢のある素材、光を反射する素材の使用はできる限り避ける。 			
	屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外設備は配置の工夫や遮へいなど、できる限り通りから目立たないようにする。 			
色彩	建築物の外壁に用いる色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁は、原色系の派手な色彩は使用せずに、落ち着いた色彩(有彩色 明度8以上、彩度2以下/無彩色(黒N)明度3以上)を基調とする。 ・但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除く。 			
	屋根や工作物に用いる色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮する。 			

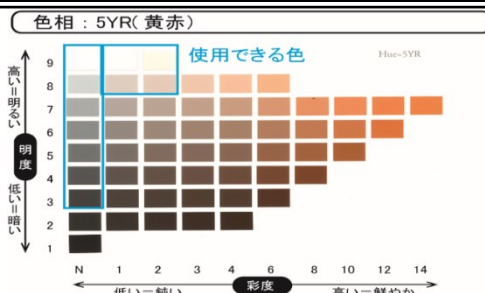


基調とする色(外壁)70%以上
→大部分を占めるベース色

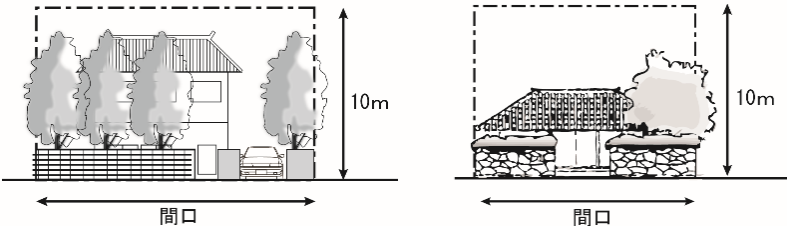
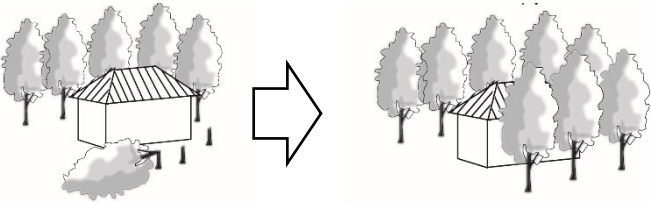
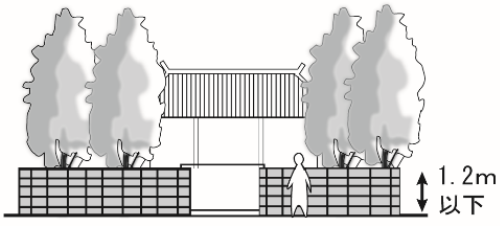
- ・有彩色 明度8以上、彩度2以下
- ・無彩色 明度3以上

アクセント色(外壁)5%以下

補助色(外壁)25%以下



※1：赤瓦葺きの助成あり。

項目		① 自然景観保全地区	② 集落景観形成地区	③ 農地景観形成地区	④ 島の玄関口景観形成地区
緑化	敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化は敷地内の20%以上に緑地を設け、それらを間口の1/3以上に配置する。 緑化は、道路に面する部分の緑視率※1を10%以上とする。但し、伝統的な石垣等※2の場合、緑化面積とみなすことができる。 ただし、小さな敷地はこの限りでない。 			
	敷地内の樹木	<ul style="list-style-type: none"> 新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、伐採しないで保全・活用する。 やむを得ずフクギ等を伐採した場合には、それに代わるフクギ等を植えること。フクギ等の屋敷林の高さは10m以下を奨励※3する。 			
	垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 屋敷囲いは、できる限り伝統的な石垣や塀等とし、敷地内に良好な石垣がある場合は保全・活用する。 ブロック等の人工物を設置する場合は、塀の高さは敷地地盤面から1.2m以下とし、緑化や石張り等の修景を推奨※4する。 			
トウジ	敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に良好なトウジがある場合は保全・活用する。 			
その他	屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間等の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。 			

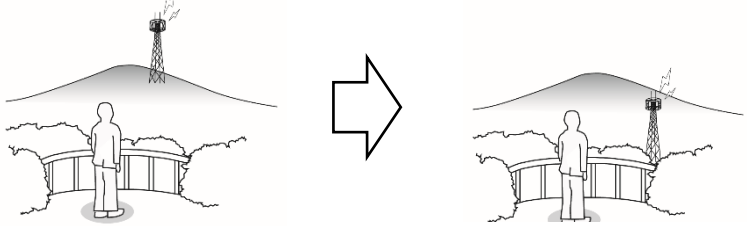
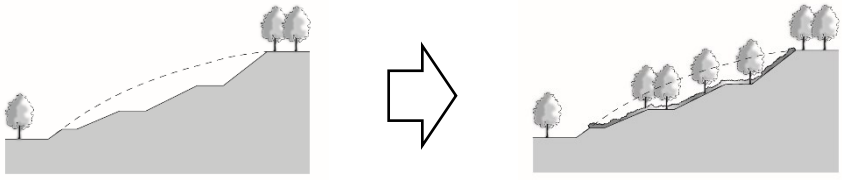
※1：緑視率とは、敷地の道路側立面（間口×高さ 10m の面積）に対する緑の立面積（道路から見た緑）の割合のこと。

※2：「伝統的な石垣等」は別途 景観ガイドラインで定めるものとする。

※3：生垣の助成あり。

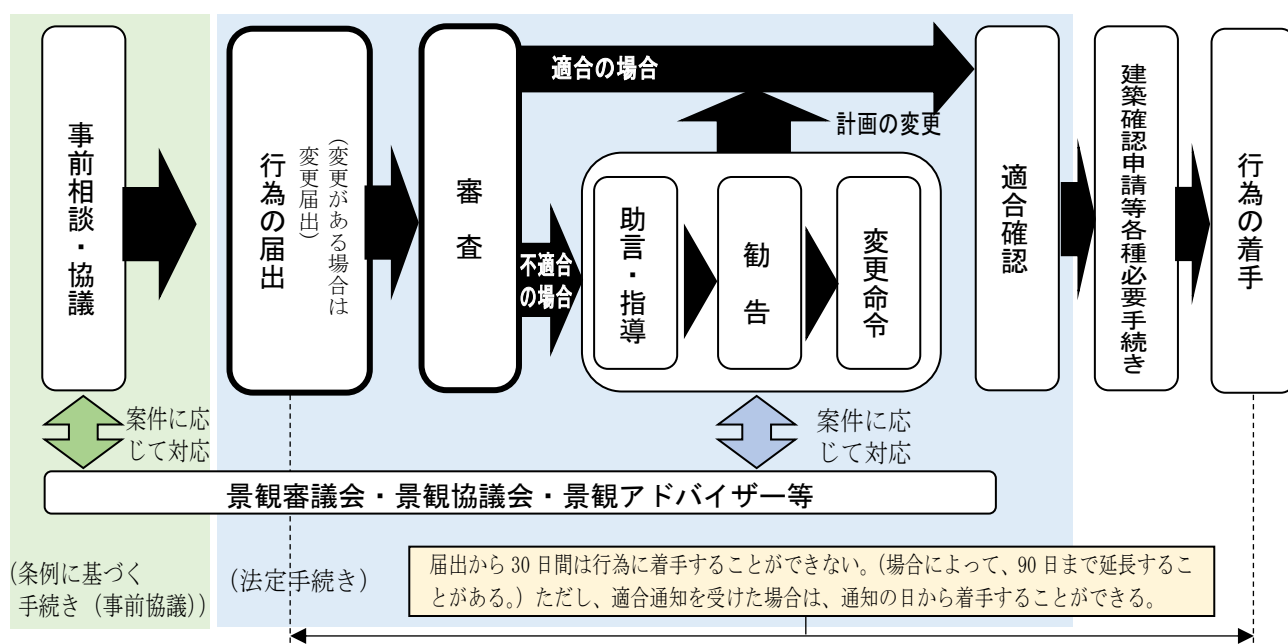
※4：石垣の助成あり。

2) 工作物、開発行為など

項目	①自然景観保全地区	②集落景観形成地区	③農地景観形成地区	④島の玄関口景観形成地区
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さは、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 ・太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。 ・緑の稜線や周辺の地形を乱さないよう、高さ・配置に配慮することとする。 ・地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺等の歴史・文化的な雰囲気을阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮することとする ・敷地内はできる限り緑化するものとする。 			
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り行為前の地形を活かしたものとする。 ・擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化するなどの工夫を行うこととする。 ・行為を行う区域内に貴重な植生や古木・名木や動植物の生息環境などがある場合には、できる限り保全・活用するよう努める。 			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・採取や掘採の範囲・面積は必要最小限にとどめることとする。 ・行為を行う区域内に貴重な植生や古木・名木などがある場合には、できる限り保全・活用するよう努める。 ・墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景するものとする。 			
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採の範囲・面積は必要最小限にとどめることとする。 ・伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽や修景された塀等で遮へいするものとする。 			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺や主要な視点場からできる限り目立たない位置で行い、植栽や修景された塀等で遮へいするものとする。 ・堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心がけるものとする。 			
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。 ・また、過度な明滅を避ける。 			

(3) 手続きの流れ

村内において、建築行為などを行う場合は、行為の規模及び種類を確認して、計画や設計を進めてください。景観法及び村景観条例に基づく手続きの概要は以下のとおりです。



5 計画の推進にむけて

①法に基づく取り組みの推進

景観法に基づく各種取り組みを進めるとともに、建築基準法や文化財保護法等などの関連法制度との十分な調整、連携による総合的な取り組みを進めます。

<景観法に基づく取り組み>

- 景観協議会の設置検討
- 景観協定の普及
- 準景観地区の指定検討 など

<その他の関連法制度との連携・活用>

- 建築基準法
- 自然環境保全法 (沖縄県自然環境保全条例)
- 屋外広告物法 (沖縄県屋外広告物条例)
- 文化財保護法、海岸法や河川法、農地法 など

②村民の自主的な取り組みの促進

村民等との協議による景観むらづくりを進めるため、普及・啓発の推進や支援制度の創出とともに、各主体の連携・協力体制の構築を図ります。

- 景観計画の普及・啓発および景観に関する各種情報の提供
- 景観計画ガイドラインの作成
- 表彰制度・助成制度等の支援制度の創設
- 専門家の派遣 など

③推進体制の構築

景観計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、景観計画・条例に基づく届出の前に相談・協議を行う場を設けるとともに、第三者機関である景観審議会の設置、庁内の体制構築、国や県との連携・協力体制の強化を行います。

- 事前相談・協議の創設
- 景観審議会の設置
- 景観むらづくりアドバイザーの創設
- 庁内連絡協議会の設置 など

お問い合わせ先

粟国村役場 経済課

〒901-3702 沖縄県島尻郡粟国村字東 367 番地

電話 098-988-2033 FAX 098-988-2464